

事務連絡  
令和4年1月17日

各総合支庁農村計画課  
課長補佐（多面的機能支払担当）殿

農林水産部農村計画課  
課長補佐（中山間・棚田農村づくり）

多面的機能支払交付金活動期間中の一時利用地指定及び換地処分の確定により  
対象農用地面積に変更が生じた場合の取扱いについて

多面的機能支払交付金の活動期間中に一時利用地指定や換地処分の確定により対象農用地面積に変更が生じた場合は、関係市町村長に多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請（様式第1-1：以降「変更認定」という）を行う必要があります。ご承知の上、貴職より管内市町村に対し通知願います。

《 お問合せ等 》

担当：山形県農林水産部農村計画課  
佐藤、木村

TEL：023-630-3189

FAX：023-630-2509

Mail：kimuraakik@pref.yamagata.jp